

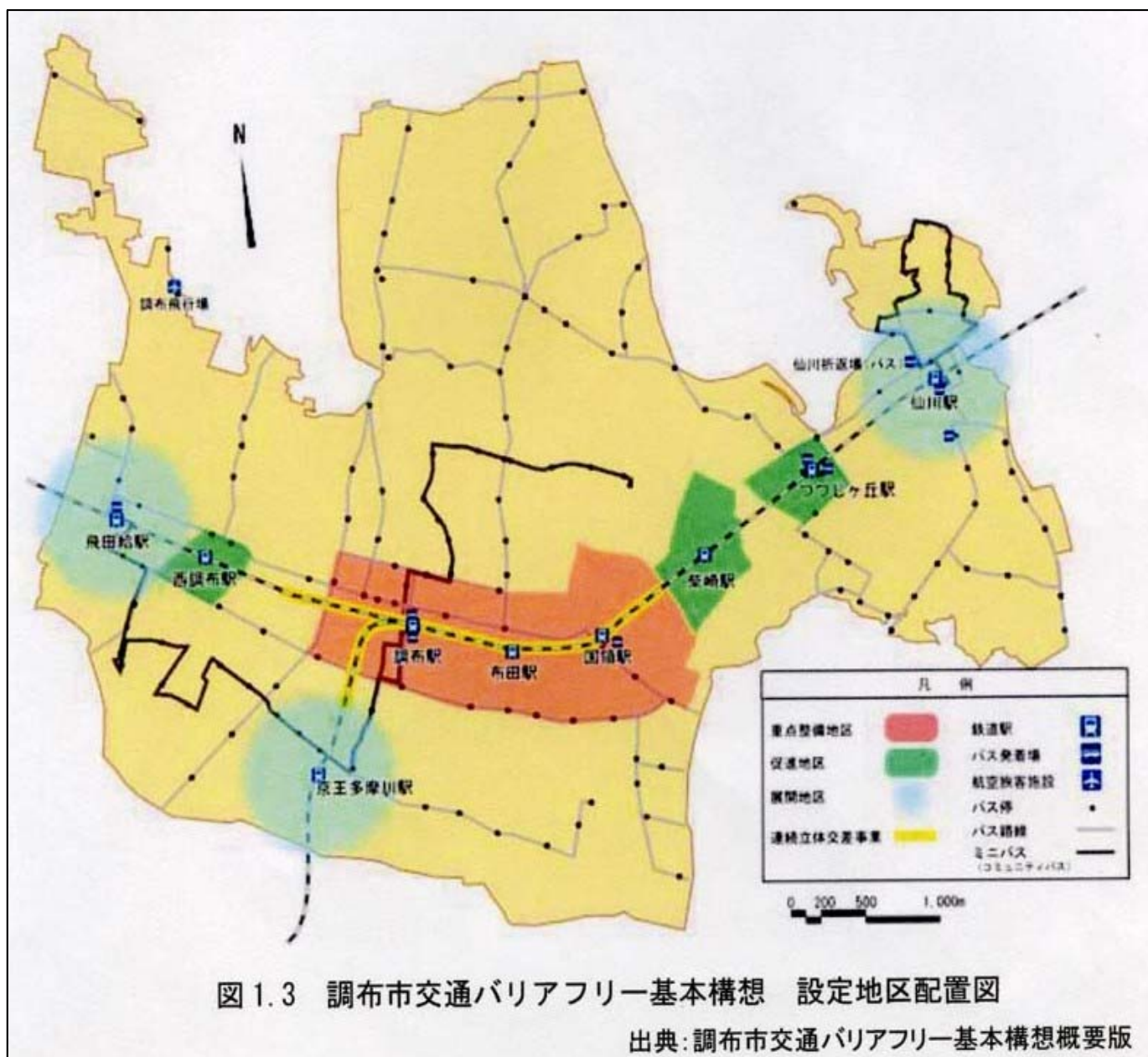
# 《調布市交通バリアフリー基本構想》

平成12年12月に「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」と称す）が制定されました。

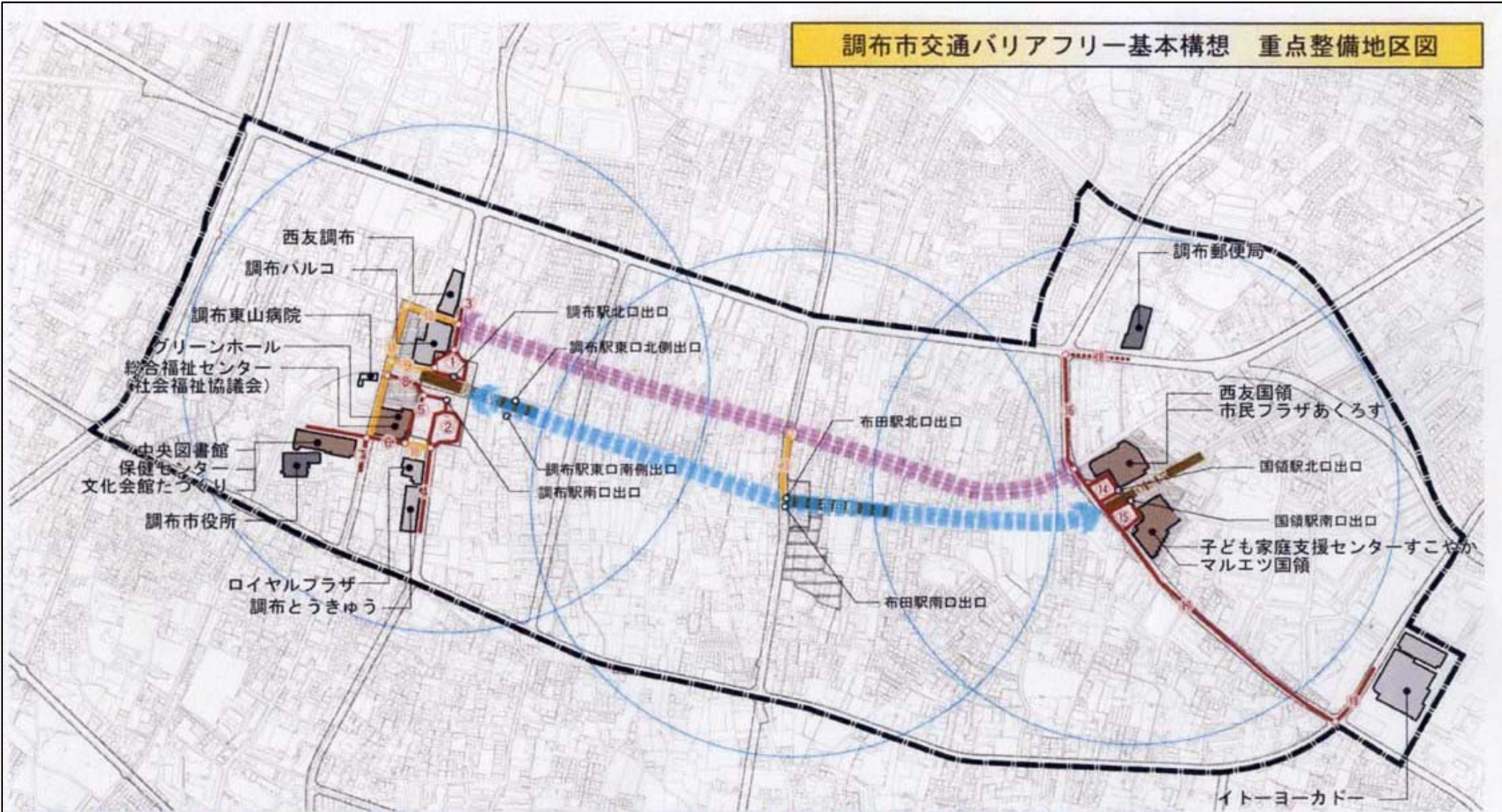
調布市では、交通バリアフリー法に基づき「調布市交通バリアフリー基本構想」を平成19年2月にとりまとめました。「みんなのからだ と ころ にやさしいまち 調布」を基本理念に掲げ 平成22年12月31日までに実施できる基本構想を設定しました。

基本構想を定める重点整備地区として「国領駅・布田駅・調布駅周辺地区」を位置づけています。

また、調布市は主に駅施設を中心とした交通結節点周辺のバリアフリー化を実施する促進地区に「つつじヶ丘駅周辺地区」、「柴崎駅周辺地区」、「西調布駅周辺地区」の3地区を、将来的にバリアフリー化を検討する展開地区に「仙川駅周辺地区」、「飛田給駅周辺地区」、「京王多摩川駅周辺地区」の3地区を位置づけています。



調布市交通バリアフリー基本構想 重点整備地区図



対象目的施設	特定経路等	重点整備地区	都市計画・街づくり事業等
公共施設等 商業施設等 医療施設 複合施設	特定経路 バリアフリー経路 準特定経路	ネットワーク経路 (現鉄道敷地) ネットワーク経路 (旧甲州街道)	都市計画道路 駅前広場 (計画)
市街地 再開発事業 土地区画 整理事業	204ha	4ha 1ha	500m

図 1.4 重点整備地区の範囲及び特定経路等

出典:調布市交通バリアフリー基本構想